

奥様を守る相続対策

1. 全財産を妻に相続させる

ご主人「すべての財産を妻に相続させる。それでいいのだ！」

私 「ええ！？自宅2億円、預金と保険金で8億円、合計10億円全部ですか？」

ご主人「いいのだ。全部妻に相続させる。遺言書にそう書く。その理由も書いておく！」

私は、相続税のことを考えれば、ご主人(80歳)の相続で息子と娘も法定相続分までとは言いませんが、ある程度は相続させたほうがいいのではと考えていました。二次相続(妻の相続)まで考えれば、10億円の財産を分割して相続できれば“節税”になる。税理士としては当然と思っていました。ところがご主人は全部妻に相続させると考え、その通り遺言しました。何故か？

2. 妻の老後の生活保障と立場の確保

ご主人が全財産を妻に相続させるとした理由は明快でした。

イ) 妻の老後の生活保障

「妻は70代です。老後の生活保障をしてやらなければいけません。妻は元気です。90歳、いや100歳まで生きるかもしれません。それにはお金が必要です。私の金融資産は妻が相続して当然です。お金の少ない老後は心配です。子供の世話にはなれません。老人ホームでの生活にはお金がかかります。8億円あると言っても税引き後は減額されます。妻の生存対策が大事です。」

ロ) 妻の立場の確保

「妻が家と金融資産を持っていることが大事です。その中から妻が子供たちに「お裾分け」するように、少し分配するのはいい、遺言書通りでなくても、妻の意思で少し分けてもいい、相続後にゆっくり贈与していくのもいい。そうすれば、妻の立場は確保される。子供達から大事にされる筈です。」ご主人はこう言い切りました。

八) 夫婦の財産

「夫婦で築いてきた財産です。私が亡くなったら妻が全部相続するのが当然です。子供は夫婦の財産形成に何の貢献もしていません。子供は育てられ、家の資金も出してやりました。財産分けについて口は出させません。子供は、妻から相続すればいいのです。私から遺言書で伝えておきます。」

3. 子より妻の立場が大事

ご主人から話を聞いた私は、頭を“ガーン”と殴られたような気がしました。相続に対する考え方を根本的に見直すようになりました。ご主人から相続で「何が大事か」を教えられました。ご主人は自分が亡くなった後の「奥様の老後の生活保障と奥様の立場」を考えていたのです。子供への財産承継や節税はほとんど頭の中にはありませんでした。

今まで私は、相続対策＝相続税の節税、財産の承継だったのです。私の目線は相続人＝子供であり、奥様への目線ではありませんでした。

ご主人が心配し、大事に、大切に思っていたことは「奥様の老後の生活の安定」だったのです。お客様の願い、気持ちが何も分かっていない、申し訳ない気持ちになってしまいました。

4. 相続の結果は・・・

遺言書を書いた3年後にご主人は亡くなりました。遺言書通りだと、奥様に全財産が相続されることとなりますが、ご主人の遺志を皆が理解したうえで、奥様が息子と娘に5000万円ずつ「お裾分け」として譲るということで、遺言書で示されたご主人の考えがベースとなった遺産分割協議書がまとめられました。そして相続後、奥様は息子と娘の家族に毎年一定の金額を贈与して、生命保険に加入させています。特に孫への資金贈与は無駄使いさせないための配慮からです。

今では、子供夫婦と孫夫婦が、毎月、奥様の自宅に、感謝の気持ちで遊びに来てくれます。

子供は還暦を迎える年になっていますが、いまだにお小遣いが渡されています。